

草津町公式 YouTube チャンネルにおけるライブカメラ運用規定

令和 7年 9月 2日

(趣旨及び目的)

第1条 この運用規定（以下「規定」）は、草津町内に設置するライブカメラの設置及び運用並びに映像データの適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、町民及び観光客における手軽な情報収集および利便性を図り、安全で安心な町民生活を実現するとともに、個人のプライバシーその他個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ライブカメラ

観光情報、駐車場・交通情報及び白根火山防災情報の伝達を目的として、各情報伝達に最も有益な手法（固定式及び移動式）を用いて24時間ライブ映像を配信する機能を有するもので、草津町公式 YouTube チャンネルにおいて放映しているものをいう。

(2) 映像データ

ライブカメラにより撮影された映像で、リアルタイム配信の映像及び YouTube のデジタルビデオレコーダー（以下「DVR」）媒体に記録されたものをいう。

(施設等の名称及び設置の目的)

第3条 ライブカメラを設置する施設等及び設置目的は、別表のとおりとする。

(YouTube アカウント名)

第4条 YouTube アカウント名は、「草津町公式 YouTube チャンネル」とする。

(登録 URL)

第5条 当アカウントの URL は「<https://www.youtube.com/@kusatsumachi>」とする。

(コメント及び評価の登録について)

第6条 当チャンネルへのコメントは登録できないこととするが、「高評価」「低評価」の機能については、利用できることとする。その他、ライブカメラに関する問い合わせ先は企画創造課とする。

(リンク登録について)

第7条 当アカウントの URL はリンクフリーとする。

(管理責任者の設置)

第8条 ライブカメラの適正な管理及び運用を図るため、ライブカメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、企画創造課長をもって充てる。

(管理責任者の責務)

第10条 管理責任者は、ライブカメラ及び映像データを適正に管理し、円滑な映像配信に必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、ライブカメラ及び映像データを取り扱う者（以下「ライブカメラ取扱者」という。）に対し、草津町個人情報保護法施行条例（令和5年3月条例第3号。以下「条例」という。）の規定を遵守した取扱いを行うよう指導及び監督しなければならない。

3 管理責任者は、ライブカメラ及び映像データの管理又は保守に関する業務を委託するときは、その受託者が当該業務について、この規定に基づき適正な取扱いを行うよう、必要な措置を講じなければならない。

(ライブカメラ取扱者の責務)

第11条 ライブカメラ取扱者は、映像データに含まれる個人情報について、条例を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(なりすましを発見した際の対応)

第12条 なりすましを発見した場合は、草津町公式ホームページ及び草津町公式LINEにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(映像データの保管期間)

第13条 映像データは、規定第2条（2）に帰属するもののみとし、リアル配信時間から12時間までしか遡れない。この時間については、YouTubeのDVR機能に準ずる。

2 温泉門駐車場ライブカメラ・温泉門観光バス専用駐車場ライブカメラについては、設置者である株式会社草津観光公社に照会するものとする。

(映像データの目的外利用及び外部提供の制限)

第14条 ライブカメラで公開しているコンテンツについては、管理責任者の承認の上、利用することができる。利用する場合には、以下の条件に従うこととする。

(1) 出展の記載

(ア) コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりとする。

(記載例) 出典：草津温泉「湯畑」@草津町公式YouTubeチャンネル

(イ) コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載すること。また編集・加工した情報を、草津町が作成したかのように公表・利用することは禁止する。

(2) 第三者所有権の物について

映像コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、利用者の責任において確認すること。

(苦情処理)

第15条 管理責任者は、ライブカメラの設置等に関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 利用者の環境（ブラウザ等）に起因する閲覧ができない症状においては対応しない。

(免責事項)

第16条 当チャンネルに掲載されている情報の正確さについては万全を期しているが、利用者が当チャンネルの情報を用いて行う一切の行為については、草津町は一切責任を負わない。

2 当チャンネルの利用に関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害や、利用者と第三者との間のトラブルまたはその被った損害については、草津町は一切責任を負わない。

3 上記のほか、当チャンネルに関連して生じたいかなる損害についても草津町は一切責任を負わない。

(その他)

第17条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表

番号	設置場所	目的	備考
1	湯畑 湯滝前	観光情報カテゴリ	固定式
2	湯畑 熱乃湯		移動式
3	西の河原公園 露天風呂入り口		移動式
4	西の河原公園 湯川		固定式
5	裏草津地蔵 高台広場		移動式
6	裏草津地蔵 源泉広場		移動式
7	草津温泉スキー場 天狗山山頂		移動式
8	草津温泉スキー場 天狗山山麓		移動式
9	草津温泉街 9面		—
10	草津温泉バスターミナル	駐車場・交通情報カテゴリ	移動式
11	国道292号 草津温泉入口		移動式
12	国道292号 草津前口		移動式
13	温泉門		移動式
14	温泉門無料駐車場		固定式 ※レコーダー機能有
15	温泉門観光バス専用駐車場		固定式 ※レコーダー機能有
16	草津運動茶屋公園道の駅		移動式
17	草津温泉スキー場 第一駐車場		固定式
18	西の河原公園駐車場		移動式
19	駐車場・交通情報 9面	—	
20	草津白根山 固定式	火山防災カテゴリ	固定式
21	草津白根山 移動式		移動式
22	草津本白根山 固定式		固定式
23	草津本白根山 移動式		移動式